

犬を飼ったら

飼い始めてから
30日以内!

登録と狂犬病予防注射をしましょう

飼い犬の登録 生涯一回

- ・お住いの市町村窓口で登録
- ・登録すると【鑑札】が交付されます

市町村窓口



狂犬病予防法の特例制度に参加している市町村では、マイクロチップの登録を行えば、【マイクロチップ】が鑑札とみなされるので、【鑑札】は交付されません

詳しくはお住いの市町村窓口にお問い合わせください



【マイクロチップについて、詳しくは裏面を参照ください】

狂犬病予防注射 毎年 4月～6月

- ・集合注射会場もしくは動物病院で注射
- ・注射後に市町村窓口で手続きをすると、【注射済票】が交付されます



集合注射会場ではその場で手続きが可能です
動物病院で手続きが可能なこともあります
詳しくはお住いの市町村窓口にお問い合わせください

交付された鑑札や狂犬病予防 注射済票を飼い犬に装着



- 犬が迷子になってしまったら、すぐに※保健所・動物愛護センター・警察へ届け出ましょう
- 登録や狂犬病予防注射を行わない、鑑札や注射済票を装着しない場合、20万円以下の罰金が科せられることがあります
- 飼い犬が人をかんでしまったときは保健所へ届出をし、犬に獣医師による検診を受けさせましょう
- 犬には係留義務があります（囲いの中で飼うか、ロープなどにつないで飼いましょう）
- 散歩は犬を制御できる人が行い、引綱は短く保持しましょう

※オンラインで届出ができます【犬猫等の逸走・保護届けオンライン申請】



ちば



知っていますか？ 狂犬病

人にもうつる病気です

狂犬病はほとんどの哺乳類に感染し、
人間にも感染します

治療できるの？

発症すると**ほぼ100%死亡**する
恐ろしい病気です

日本での発生は？

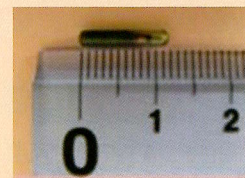
- ・近年、日本での発生はありませんが、**近隣国のほとんどで発生**しており、**世界で年間約6万人が死亡**しています
- ・また、2013年には**島国の台湾でイタチアナグマと犬の狂犬病**が発生しており、**同じ島国の日本においてもウイルスの侵入**が考えられます



海外からの人や物の流入が激しい現代では、海外からの侵入に備え、**飼い犬や家族を守るため**狂犬病予防注射を打ちましょう

マイクロチップって？

- ・犬猫の体内に装着する電子タグで、専用のリーダーをかざすことで、記録された15桁の数字を読み取ることができます
- ・数字に紐付けて、飼い主の情報（住所・氏名・電話番号等）をデータベースに登録することで、迷子の犬猫が保護された時、飼い主に連絡することができます



マイクロチップ（実寸大）

- 飼い犬や飼い猫にマイクロチップを装着した場合
- マイクロチップが装着された犬猫を迎え入れた場合
- 飼い主の情報が変わった場合
- 犬猫が亡くなった場合

**情報の登録・変更が
必要です**

詳しくは「犬と猫のマイクロチップ情報登録」を御確認ください（<https://reg.mc.env.go.jp>）

